

氏名	余 勝 祥
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	経博第120号
学位授与の日付	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	経済学研究科現代経済学専攻
学位論文題目	中国における企業システムの転換 ——コーポレート・ガバナンスの構築を中心に——

論文調査委員 (主査) 教授 上原一慶 教授 山本裕美 助教授 溝端佐登史

論文内容の要旨

「社会主義市場経済システム」を具体化した93年11月の14期3中全会で、民間資本の導入による国有企業の株式制企業への改革が提起されて以降、中国の国有企業改革は新たな段階に入った。本論文は、この現段階の国有企業改革の中心的課題は、所有制改革、すなわち国有企業の私有化ではなく、国家の最終的所有権を維持したままで、いかに効果的なコーポレート・ガバナンスを構築するかにかこあるとして、国有企業改革の諸側面をコーポレート・ガバナンス構築の視点から理論的、実証的に検討し、興味深い結論、企業法人を主体とする積極的所有権行使主体・経営監督主体の創出と、その下での経営者支配というガバナンス・システムの構築を引き出し、政策提言した優れた論文である。

本論文は、序章と7つの章、そして終章から構成されている。

序章では、まず中国の経済改革は、国家社会主義から国家資本主義への転換であり、この転換の重要な構成部分に国有企業改革があることが明らかにされる。そして国有企業改革は、国家社会主義下の国営企業システム、工場制企業から、国家資本主義下の国有企業システム、株式制企業への転換であり、コーポレート・ガバナンスの構築を中心的課題としていることが指摘され、本論文の課題が提示される。

第1章では、序章の課題提示を受けて、本論文の分析視点が、どのような企業構造を構築するかというコーポレート・ガバナンスの視点と、どのような条件の下で、どこにポイントを置いて転換するかという比較制度分析の視点の2つにあることが示される。

第2章では、国営企業から国有企業への企業システム転換の原因と、移行過程の企業システム転換の内容が概略的に説明されている。転換の原因については、直接的には、重工業優先発展戦略の下で作り出された国営企業システムの非効率にあるが、改革を可能にしたものは重工業優先発展戦略の放棄、均衡戦略への転換にあったとしている。転換の内容に関しては、まず、政府は経済活動を主導、調節する重要な構成部分にするために、国営企業を国家所有・経営者経営の国有企業に転換しようとしていることが説明される。この転換はまた、企業活動に関わる責任、権限、利益をどのように分配するかという利害関係構造の転換を伴うが、それが権利移譲改革、資本構造改革、株式化改革等を通して行われたことがさらに概説されている。その際、上述の転換と関連して国有企業の所有の性質が検討される。現状ではかつての「全人民所有」規定から「国家所有」規定に変わりつつあるが、名目上の「全人民所有」を棄てきれないでおり、そのことが、国有企業労働者の(所属企業の)部分的所有者としての利益請求を生み、全体所有者の利益侵害をもたらしていると、インサイダーコントロールの一つの背景が示される。

第3章では、国有企業の最も重要なステークホルダーである政府と企業関係の変化の実態が、内部的ガバナンス(企業内部の職責・権限・利益構造)と外部的ガバナンス(公平な市場競争関係)に分けて解明されている。内部的ガバナンスでは、まず国有企業が企業活動に関する権利を獲得し続けている一方、国有資産の所有者である政府が、その運用すなわち所有権の行使を政府と企業との間に設けた国有持株会社に任せた結果、政府は積極的所有者ではなくなり、国有企業で経営者支配

が確立しつつあることが明らかにされる。続いて、政府は政府部門内の社会経済管理者の機能と国有資産管理者の機能の分離をはかるため、国有資産管理局を設置し、そこに各政府部門に分散している所有権を集中させようとしたが成功せず、その結果、誰もが国有企業の所有権を行使するが、誰も結果に責任を負わない、所有者不明という状態が存続していること、つまり有効な所有権行使主体が欠けていることが指摘される。外部的ガバナンスでは、公平な市場環境の形成を促すはずの政府が、政治的、社会的要因からその創出に制限を設けており、国有企業と他の企業を完全に同じ競争条件におく制度的環境が形成されていないことが明らかにされている。

国有企業の株式制改革以降、各株式会社にある国有資産の管理・運営に関しては、国有資産所有者代表機構—国有資産運営機構—企業の三層の国有資産管理体制が模索されてきたが、第4章はこの国有資産管理体制の改革の実態を考察している。改革の目標の一つである政府と企業の分離では一定の成果を上げたものの、国有資産の所有者代表を明確化するに至っていないこと、また資産運営機構としての国有持株会社は国家所有者の代弁者としてより、企業と一体化する傾向が強く、国有企業では事実上のインサイダーコントロールが進展していること等の問題点が指摘されている。

第5章では、株式会社制度の導入によってその存続の合理性が問われている企業への党の介入問題が、政策の変遷、理論上の論争などの総括の上に検討されている。まず党の企業への介入は、改革の進展に伴うインサイダーコントロールの激化や国有経済の縮小に対する危惧感から、特に94年以降強まったことが詳細に跡づけられる。その上でコーポレート・ガバナンスが未確立であり、有効な経営監督がない状況では、インサイダーコントロールの防止という点で、党の企業への介入は一定の効果があると評価している。しかしその一方、党が企業に介入する根拠は、資産所有者としての政府を代替することにあるが、それは所有者権益を侵害し、経営者市場の形成と育成を妨げる等の問題点があることも指摘する。最後に、企業党組織の経営参加は、形式的にはともかく、ほとんど影響力を持たなくなるであろうが、経営者への人事支配は依然として残り、その排除には、競争的市場環境の形成とコーポレート・ガバナンスの確立が必要であるとの展望を述べている。

第6章では、企業家精神にあふれた経営者の育成が市場経済化には必要であるとして、経営者の選抜と任命、経営者の監督、インセンティブの現状が考察され経営者育成の障碍と問題点が検討される。ここでは特に、経営者に対する行政による支配が続いているために、経営者の利益の独立化が困難であることが問題とされている。

第7章では、国有商業銀行の不良債権を金融資産管理会社に移し、その債権を株式に転換する「債转股」提起の背景、内容、実施の現状が考察されている。そして「債转股」を通して外部の積極的大株主を導入し、所有権を明確にして経営再建を講じればよいが、資産管理会社が経営支配権を握れない場合には、国有企業の経営悪化や債務逃避が起こる可能性を指摘し、改善策として、資産管理会社の中長期的投資者への転化（現在は期間10年に限定）等を提言する。

終章では、企業システム転換を総括し、現段階の主要な問題が積極的所有者と経営監督者の欠如にあると指摘する。そして積極的所有権行使主体と経営監督主体は、大型国有企業については、所有制改革によってではなく、国家の最終的所有を維持したままで企業内部の所有構造を調整することによって創出すること、具体的には国有企業の実際の出資者を企業法人主体にすることを提言する。

論文審査の結果の要旨

中国の国有企業改革についてはこれまで、総要素生産性は、郷鎮企業など非国有企業に比べて劣るものの上昇していること、しかし経営効率は悪化していること、ことに「社会主義市場経済システムの樹立」が提起され（92年10月・第14回党大会）、国有企業の株式制改革が本格化（93年）して以降、経営効率の悪化が顕著であること、その主要な原因はインサイダーコントロールにあることが明らかにされてきた。

今日の国有企業改革研究は、以上の到達点を踏まえて、国有企業をどのようなガバナンス構造を持った企業にするかに焦点が移ってきている。そこでは、所有制改革、すなわち国有企業の私有化をめぐる、相反する2つの見解が展開されてきた。一つは、経営者を有効に監督し、所有者の利益最大化のために働かせるには、リスクを真に負担する資本所有者が経営者を選択する必要がある、そのためには国家を企業から退出させること、すなわち所有制改革が必要であるとする見解（呉敬璉、張維迎ら）である。もう一つの見解は、コーポレート・ガバナンスの最も基本的な要素は外部的ガバナンスであり、競争的市場環境を形成すれば、所有制改革によらなくとも国有企業を効率化できるとする見解（林毅夫ら）である。

しかし、「社会主義の堅持」を標榜する共産党・政府が主体的に選択し、推進する中国の市場経済化で、それが望ましいか否かは別として、全面的な私有化を展望することは容易ではない。また、中国政府が、大型国有企業については株式支配を通じて影響力を保持し、それによって政府の政策目的（例えば、国際競争力の育成）を実現しようとしている現状からみて、私有化はもちろん、早期の競争的市場環境の形成を展望することも困難である。本論文は、こうしたある種の研究の行き詰まりを打開し、国家所有の維持の下でのコーポレート・ガバナンス構造を提起し得た点で高く評価される。国家の最終的所有権を維持しつつ、企業内部の所有構造を調整し、国有法人企業を主体とする積極的所有権行使主体・経営監督主体を創出するという提起は、上述の中国の実態を踏まえている点で、また国有株主が筆頭株主である会社よりも、国有企業法人株主が筆頭株主である会社の方が業績がよいという上場会社の分析結果からみて、実現の可能性の高い政策提言として評価してよい。

また本論文が党—企業関係の実態を詳細に検討し、党—企業関係の今後を展望していることも高く評価できる。

市場経済化の進展の一方、党の企業への関与が、特に94年以降、強調されるようになったのはなぜか。そもそも党が主導する市場経済化で、政治組織である企業党組織を経済組織としての企業の経営・管理からどこまで排除することができるか。これらの問題はその重要性が意識されながらも必ずしも十分に検討されてこなかった。本格的な検討は本論文が初めてとあってよく、何よりもこの点で高く評価できる。また、党の介入の強化は、改革の進展に伴うインサイダーコントロールの激化や国有経済の縮小に対する危惧感を背景にしていること、そしてコーポレート・ガバナンスが未確立であり、有効な経営監督がない現状では一定の効果を認めざるを得ないこと、経営面では経営陣の優位が確立しつつあるが、経営者への党の人事支配は当分続くであろうという本論文の指摘は説得的であり、今後の研究の基本となろう。

本論文は、コーポレート・ガバナンスに関する広範な文献を渉猟、消化し、また現地調査をも踏まえて、中国のコーポレート・ガバナンス構造を検討した、理論的、実証的に優れた論文であることは疑いないが、なおいくつかの問題もある。

第一に、コーポレート・ガバナンスの構築に対するグローバル化の影響が考慮されていないことである。本論文は、大型国有企業では英米型のガバナンス・システムではなく、日本型に近い中国型システムを展望する。しかし開放の一層の進展、WTO加盟などで、私有化、英米型のガバナンス・システムの採用の圧力が一層強まることは疑いない。中国的ガバナンス・システム確立はこうした外的影響との対抗関係からも検討する必要があるだろう。

第二に、本論文は、経済改革の本質を国家社会主義から国家資本主義への転換ととらえるが、国家社会主義の内容が必ずしも明確でないことである。国家社会主義の核としての国营企業システムの形成を、本論文はもっぱら林毅夫らの議論に依拠して重工業優先発展戦略からとらえているが、ここからは開発主義はとらえられても社会主義はとらえられない。なぜ国营企業の所有制は「国家所有」ではなく「全人民所有」とされたのだろうか。少なくともこの点を明らかにする必要があるだろう。

第三に、ロシア・東欧で形成されつつあるコーポレート・ガバナンスの多様性が必ずしも十分に理解されていないことである。例えばハンガリーでは株主・アウトサイダー支配が形成されており、すべての国で経営者支配が一様に確立した訳ではなく、中国との比較研究がなお残されている。

このような問題点があるとはいえ、本論文は理論的にも実証的にも優れた、意欲あふれた研究であることは否定すべくもない。よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお平成13年12月22日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。